

Morgan Lewis

# シリコンバレー銀行の破綻とその影響

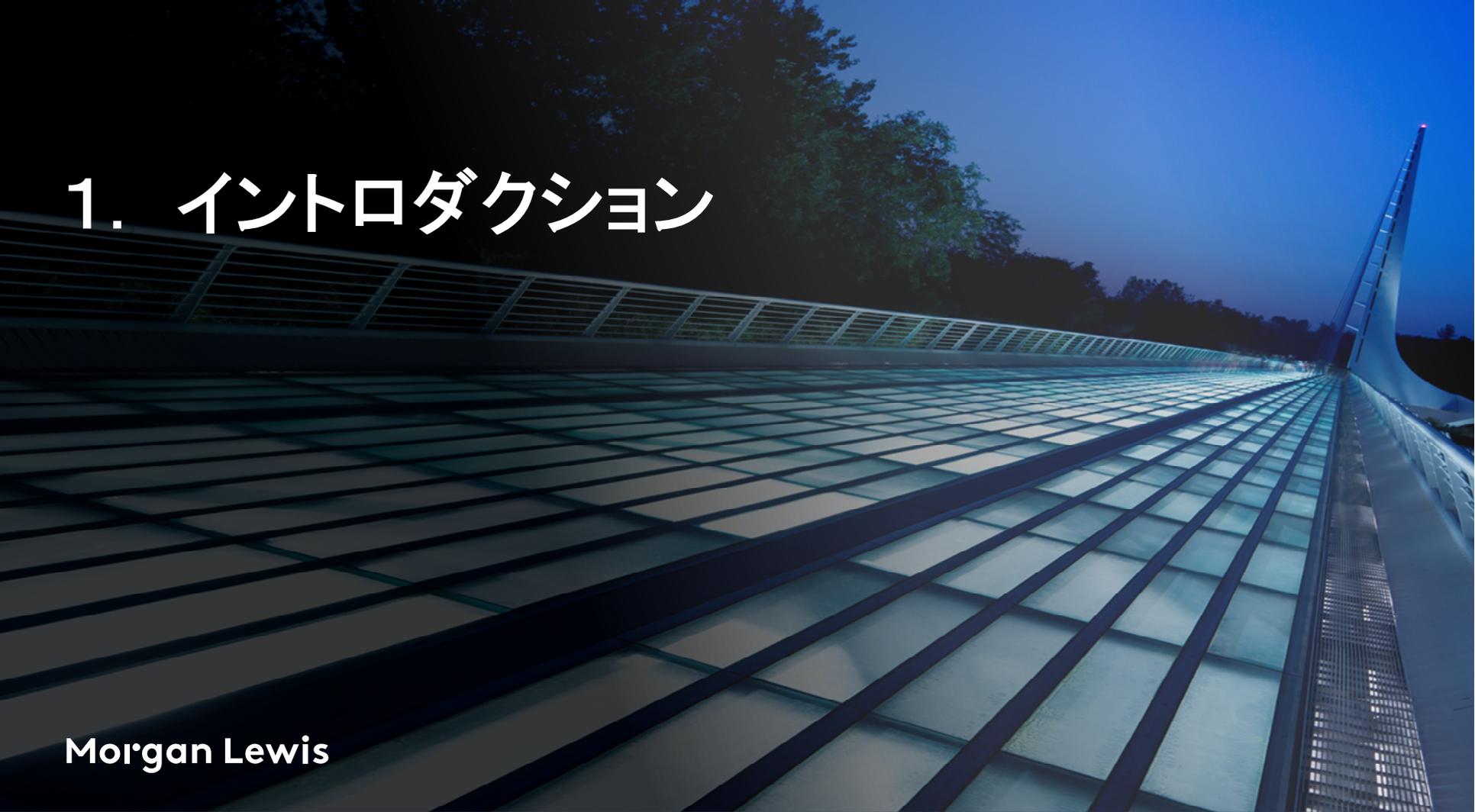
Morgan, Lewis & Bockius LLP / モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所

ナンシー 山口 (サンフランシスコ・シリコンバレーオフィス)

伊東 成海 (サンフランシスコ・東京オフィス)

望月 直樹 (サンフランシスコオフィス)

# 1. イントロダクション



Morgan Lewis

# Presenters



ナンシー 山口



伊東 成海



望月 直樹

Morgan Lewis

## 2. 何が起こったのか

Morgan Lewis

# 破綻をめぐる主な動き

3月8日(水)

- ・シリコンバレー銀行の親会社に当たる銀行持ち株会社SVBファイナンシャルが保有債券売却に伴う18億ドルの損失計上と22億5000万ドルの増資計画を発表
- ・ムーディーズがシリコンバレー銀行の格付けを「Baa1」に1段階格下げ
- ・暗号資産関連取引の多いシルバーゲート銀行が自主清算を発表

9日(木)

- ・SVBファイナンシャルの株価が急落。前日比60%安で取引終了
- ・前日の報道を受け、シリコンバレー銀行から一日で約400億ドルの預金が引き出される「取り付け騒ぎ (bank run)」が発生

10日(金)

- ・シリコンバレー銀行、前日に加えて1000億ドル規模の預金流出が見込まれる。一方で、これに対応できるだけの資金や、資金を確保するための担保が不足する事態に陥る
- ・連邦預金保険公社 (FDIC) がシリコンバレー銀行の経営破綻を発表。金融危機後で最大の銀行破綻
- ・英国イングランド銀行がシリコンバレー銀行の英国法人について破綻手続きを裁判所に申請と発表

12日(日)

- ・ニューヨーク州金融監督当局がシグネチャー銀行の事業停止を発表
- ・米国財務省、連邦準備制度理事会 (FRB)、FDICの共同声明でシリコンバレー銀行及びシグネチャー銀行について(保険対象であるかを問わず)全預金の保護を発表
- ・FRB、銀行が予期せぬ預金の引出しに対応できるよう、財務省の承認の下で、さらなる流動性を供給するための銀行長期資金供給プログラム (Bank Term Funding Program) を新設
- ・FDIC、シリコンバレー銀行の売却に向けた入札を開始

# 破綻をめぐる主な動き

13日(月)

- ・FRBのマイケル・バー副議長(金融監督担当)、シリコンバレー銀行の破綻について調査を開始。カリフォルニア州の金融当局も独自の調査を開始と表明
- ・英HSBCホールディングスがシリコンバレー銀行の英国法人を1ポンドで買収すると発表。同英国法人の破綻手続は中止
- ・シリコンバレー銀行、シグネチャー銀行、ともにFDICによるブリッジバンクとして営業再開
- ・カリフォルニア州の中堅地銀(総資産全米14位)ファーストリパブリック銀行株、一時前週末比79%安

15日(水)

- ・筆頭株主のサウジナショナル銀行が追加投資をしないとの報道により、スイス銀行第2位のクレディスイス株が一時前日比24%安まで急落。スイス中銀に支援を要請と報じられる
- ・ドイツ銀行、コメルツ銀行なども9%前後の下落

16日(木)

- ・クレディスイス、スイス中銀から最大500億スイスフラン(約7兆1000億円)を調達する用意があると発表
- ・米国大手銀行11行が合同でファーストリパブリック銀行に対して合計300億ドル(約4兆円)を預金して支援すると発表

17日(金)

- ・SVBファイナンシャルがチャプター11の適用を申請

# 破綻をめぐる主な動き

19日(日)

- ・スイス最大手UBSが30億スイスフラン(約4260億円)での**クレディスイス**救済買収に合意
- ・**クレディスイス**、同社が発行した劣後債の一種である「AT1債」について、約160億スイスフラン(約2.2兆円)分の全損処理(債権の価値をゼロにする)を発表
- ・ニューヨークコミュニティバンコープ(フラッグスター銀行の持ち株会社)が**シグネチャー銀行**を買収。翌日よりフラッグスター銀行として営業開始

20日(月)

21日(火)

- ・FDIC、**シリコンバレー銀行**の入札期限を24日まで延長すると発表
- ・JPモルガン・チェースなどの米大手銀行が**ファーストリパブリック銀行**に対する新たな救済策を検討

26日(日)

- ・米法律事務所ウルフ・ハルデンスタイン・アドラー・フリーマン・アンド・ハーツが、**クレディスイス**株主の同行に対する集団訴訟に踏み切ると発表

29日(水)

- ・ノースカロライナ州地盤の地銀ファースト・シチズンズ銀行グループが**シリコンバレー銀行**の預金及び融資の大部分を買収することで合意。**シリコンバレー銀行**の名前でファースト・シチズンズ銀行の一部門として営業を開始
- ・FRBのマイケル・バー副議長(金融監督担当)が、米国下院の金融サービス委員会において、シリコンバレー銀行の経営破綻に関し、同行の監督及び規制の状況について調査すると証言。この調査結果は米国東部時間4月28日(金)午前11時に公表される予定。

# シリコンバレー銀行及びシグネチャー銀行の概要

	シリコンバレー銀行 	シグネチャー銀行 
本社	カリフォルニア州サンタクララ	ニューヨーク州ニューヨーク
設立	1983年	2001年
総資産	約2090億ドル(全米16位)	約1100億ドル(全米29位)
FDICによる保険対象外の預金割合	約97%	約90%
特色	スタートアップとの取引が多い。	暗号資産(仮想通貨)関連企業との法人取引が多い。

# システミックリスク①(米国中小銀行への影響)

保険対象外の預金が多い銀行を  
市場は不安視

	総資産	総預金	うち預金 保険の対象 外の比率	株価下落率 (2月末比)
シグネチャー・バンク (破綻)	1,103 億ドル	886 億ドル	90%	—
シリコンバレーバンク (破綻)	2,117	1,753	86	—
ファーストリパブリック	2,126	1,764	68	-68%
コメリカ	854	733	62	-38
ウエスタン・アライアンス	677	539	58	-60
ザイオンズ	895	716	53	-38
サイノバス	597	494	51	-26
USバンコープ	6,748	4,648	50	-21
PNC	5,572	4,419	45	-17
JPモルガン・チェース	36,657	24,407	43	-6

(出所) JPモルガン、QUICK・ファクトセット

(注) 総資産と預金は2022年末時点

出典: 日本経済新聞(※株価は3月14日時点)

## ファーストリパブリック銀行の株価急落

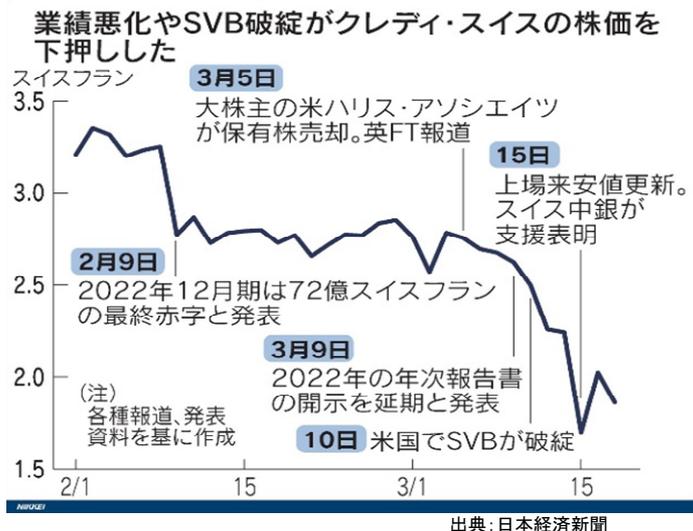
暗号資産関連取引の多いシルバーゲート銀行が3月8日に自主清算を発表した直後、10日にシリコンバレー銀行、12日にシグネチャー銀行が相次いで破綻。両行と同じく**保険対象外の預金が多かったファーストリパブリック銀行なども株価が急落**。同行の4月5日時点の株価は、シリコンバレー銀行の経営危機が表面化する直前の3月8日と比べて88%安となっている。

## 大手銀行による支援策

3月17日には**米国大手銀行11行が同行に対して合計300億ドル(約4兆円)を預金して支援すると発表、米財務省、FRB、FDIC、米通貨監督庁も共同でこれを歓迎する声明を出した**。もともと、同行の株価は20日には前営業日から47%安となっている。同日には、JPモルガン・チェースなどの米大手銀行がファーストリパブリック銀行に対する新たな救済策を検討との報道がなされた。

※システミック・リスク(Systemic Risk)とは、個別の金融機関や市場の機能不全が他の金融機関や市場にまで波及して金融システム全体に混乱を及ぼすリスクを指す。

# システミックリスク②(世界経済への波及)



Morgan Lewis

## クレディスイスの株価急落

スイス第2位のクレディスイスについても、以前からの業績悪化に加え、3月15日に筆頭株主のサウジナショナル銀行が追加投資をしないとの報道がなされたことなどにより株価が急落。クレディスイスはスイス金融の特徴である秘密主義を背景に富裕層ビジネスを強みとしていたが、近年では投資銀行業務を強化、過度なリスク追求に走ったとの指摘もある。

3月16日にスイス中銀からの最大500億スイスフランの資金供給が決まった後も信用不安は止まらず、**1日当たり100億スイスフラン(約1兆4000億円)の預金流出**があったとされる。

## UBSによるクレディスイスの買収

3月19日、スイス最大手のUBSがクレディスイスを30億スイスフラン(約4260億円)で買収することに合意した。17日時点の時価総額約1兆円に対して、当初の提示額は約1300億円だったとされる。**米国から欧州にまで広がった金融不安**を封じ込めるため、**スイスの金融当局が買収を主導**した。買収に当たり、クレディスイスが発行した劣後債の一種である「AT1債」について、約160億スイスフラン(約2.2兆円)分の全損処理(債権の価値をゼロにする)という異例の措置がとられた。

# 3. 法律上の問題点



Morgan Lewis

# 破綻処理と預金保護の仕組み

## 破綻宣言と 管財人の選任

- ・3月10日、カリフォルニア州の金融当局Department of Financial Protection and Innovation (DFPI)が、シリコンバレー銀行の破綻 (insolvent) を宣言し、FDICを**管財人 (receiver)**として選任した。
- ・3月12日には、ニューヨーク州の金融当局Department of Financial Services (NYDFS)が、シグネチャー銀行の破綻 (insolvent) を宣言し、FDICを**管財人 (receiver)**として選任した。

## 財産管理の開始

FDICによる**財産管理 (receivership)**が開始したことにより、**90日間**は破綻銀行と取引を有している第三者がFDICの同意なしに**契約を解除し、期限の利益を喪失させ、又は債務不履行を宣言することはできない**。さらに、FDICは、裁判所に対して**90日**を上限として**法的手続きの停止 (stay)**を求めることができる。

# 破綻処理と預金保護の仕組み(続き)

## FDICによる預金保護

米国連邦政府の機関である連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC)) は、銀行の預金を保護する預金保険を提供するとともに銀行の破綻処理を担当。

(国法銀行以外の)銀行の監督は、FDICを含む連邦の機関に加えて各州の金融監督当局が行う。

原則として、各銀行における預金を預金者一人当たり25万ドルまで保護。  
(NBA選手のGiannis Antetokounmpoは、保護の上限を超えないよう50以上もの銀行口座に25万ドルずつ預金しているよう。)

本件では、FDIC及びFRBの勧告に基づき財務省が  
※ Systemic Risk Exception (SRE) の適用を決定。  
これにより、25万ドルを超える預金についても保護されることとなった。  
SREの適用は金融危機以降で初めて。

※システミック・リスク(Systemic Risk)とは、個別の金融機関や市場の機能不全が他の金融機関や市場にまで波及して金融システム全体に混乱を及ぼすリスクを指す。

# 破綻処理と預金保護の仕組み(続き)

## 保護される預金口座の種類

- **Checking accounts** (当座預金口座)
- **Saving accounts** (普通預金口座)
- Money market deposit accounts (マネーマーケット預金口座)
- Certificates of deposit (CD) (定期預金)
- マネーオーダー  
など

## 保護の上限額

- 保護の上限は、各所有カテゴリにつき(※「1口座当たり」ではない)口座名義人1名当たり **25万ドル**。
- FDICの定める「所有カテゴリ」では、シングルアカウント (checking account、saving account、money market deposit accountなど)、ジョイントアカウント、退職金口座、信託口座などに分かれている。
- 例えば、夫婦で1つの**ジョイントアカウント**を保有する場合には、2人合計で50万ドルまで保護を受けることができる。

# 破綻処理と預金保護の仕組み(続き)

## ブリッジバンク

- ・ブリッジバンクとは、破綻した銀行の業務を継続し、財産を管理するための**一時的な国立銀行**をいう。日本では預金保険法に基づく承継銀行がこれに当たる。
- ・FDICは、一定の期間内(通常は2年以内。さらに短期間となることも多い。)に銀行の事業を売却するなどして**破綻処理**を進める。
- ・FDICのコントロールの下で、**新たに選任される経営陣**により運営される。
- ・ブリッジバンクは、破綻銀行からの資産の取得又は債務の承継により生じた責任について、45日の**法的手続きの停止(stay)**を求めることができる。
- ・なお、カリフォルニア州を拠点とする地銀Bridge Bank(Western Alliance Bankの傘下銀行)とは別物。

## ブリッジバンクへの移管

- ・FDICは、破綻したそれぞれの銀行について、ブリッジバンクとしてSilicon Valley Bridge Bank, NAと Signature Bridge Bank, NAを設立した。
- ・**全ての預金及び「実質的に全て」の貸付けその他の資産**について、これらのブリッジバンクに移管されている。

# 破綻銀行の資産売却



## シリコンバレー銀行

3月12日以降FDICが入札を実施していたが、26日に米東部ノースカロライナ州地盤の中堅地銀ファースト・シチズンズ銀行がSilicon Valley Bridge Bank, NAに移管されていた預金560億ドル(約7.3兆円)及び720億ドル(約9.5兆円)の融資を含む資産及び債務の大部分を買収することで合意した。シリコンバレー銀行の名前でファースト・シチズンズ銀行の一部門として営業を開始。

なお、持ち株会社SVBファイナンシャル・グループについては3月17日に日本の民事再生法に相当する連邦破産法11条(チャプター11)の適用を申請したが、シリコンバレー銀行は既にFDICの管轄下で破綻処理手続き中であるため手続きに含まれない。



## シグネチャー銀行

3月19日、Signature Bridge Bank, NAに移管されていた384億ドル(約5兆円)の預金及び129億ドル(約1兆7000億円)の融資について、ニューヨーク・コミュニティ・バンコプ(フラッグスター銀行の持ち株会社)が引き受けた。

これにより、シグネチャー銀行の店舗は翌日よりフラッグスターとして営業開始した。

# 債務弁済の優先順位

## 連邦預金保険法 (Federal Deposit Insurance Act) に基づく債務弁済の優先順位

優先  
順位

- 1 担保付債権
- 2 管財人 (receiver) による管理費用
- 3 預金保険で保護される預金
- 4 預金保険で保護されない預金
- 5 その他の無担保債権
- 6 その他

本件では、**Systemic Risk Exception (SRE)** が適用されたことにより、第3順位と第4順位の預金は区別されずに取り扱われることとなった。

# 銀行からの融資を受けている場合

## 借入人によるローン契約の遵守

- ・既にシリコンバレー銀行又はシグネチャー銀行からの貸付を受けている場合、借入人は返済期限において融資を返済するなど、**ローン契約を遵守する必要**がある。

## 未実行の貸付

- ・管財人であるFDICは、締結済みの契約について「負担が大きい(burdensome)」とみなす場合には、これを**解除**することができる。
- ・融資枠契約(クレジット・ライン)を締結している場合、管財人であるFDICが未使用の融資枠の利用(新たな貸付実行)に応じるかどうかを選択することができる。
- ・今回の銀行破綻においては**既存の融資契約も履行されたとの報道**もあるが、多くの借入人は既に他行への切り替えを検討しているものと思われる。

# 証券開示規制に基づく開示

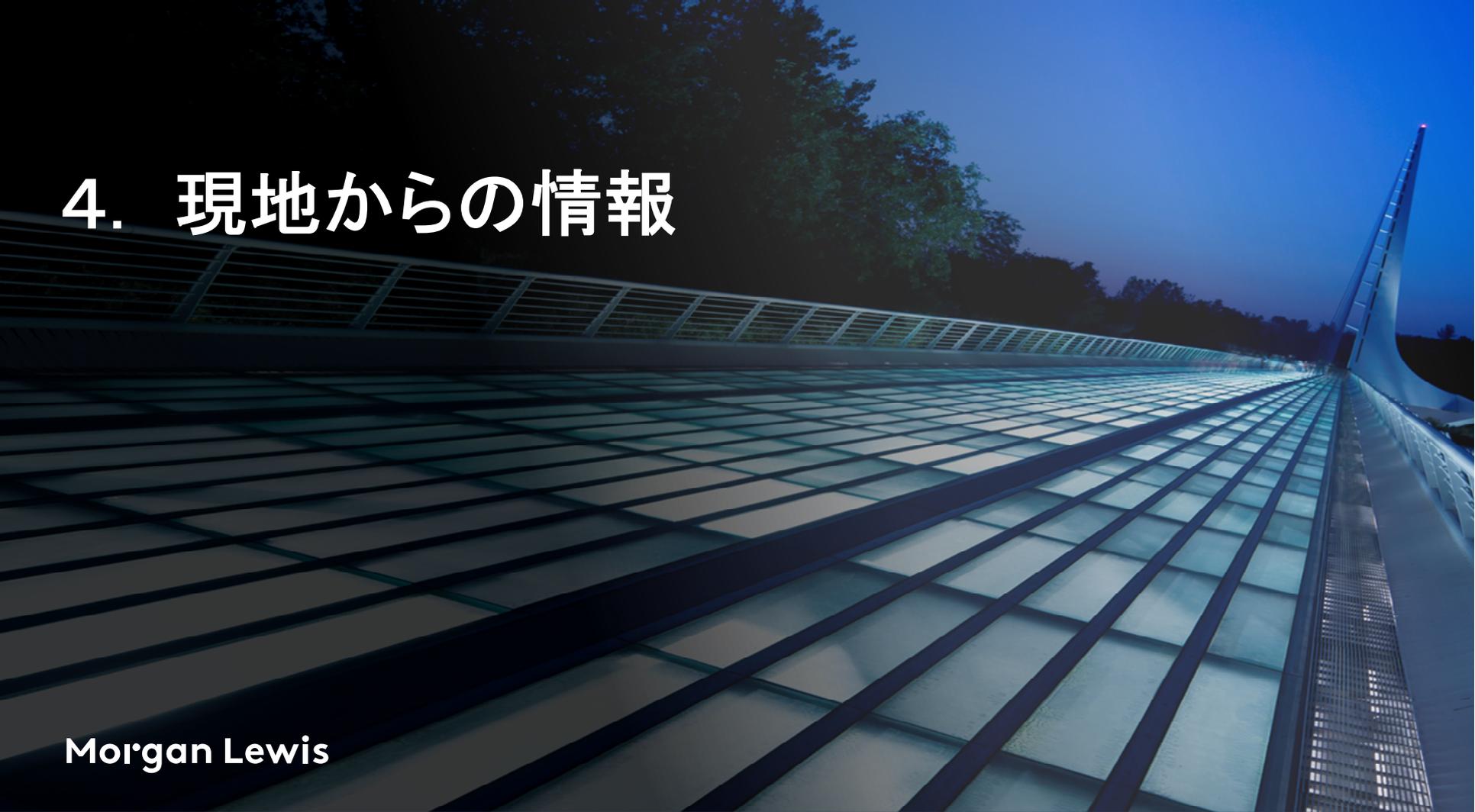
## 日本での上場

- ・米国子会社においてシリコンバレー銀行又はシグネチャー銀行との取引があるといった場合には、**連結財務諸表における業績及び財政状態に与える影響を適切に評価した上で、日本の上場親会社における開示を検討する必要がある。**
- ・例として、株式会社ACCESSが米国子会社における預金等の取引について3月13日付で適時開示をした上で、預金の全額保護を理由に「**影響は軽微**」としている(その後、預金等の全額を他行に移管したと公表。)。また、テックポイント・インクも、3月13日付でシリコンバレー銀行への預金はなく破綻による影響がない旨開示した。

## 米国での上場

- ・米国で上場している企業の場合も、**Form 8-K**や**Form 10-K**などによる開示を検討する必要がある。
- ・例として、オンライン小売業者Stitch Fix, Inc.や動画配信サービスを提供するRoku Inc.などが、シリコンバレー銀行との取引内容などを記載したForm 8-Kによる開示をしている。

# 4. 現地からの情報



Morgan Lewis

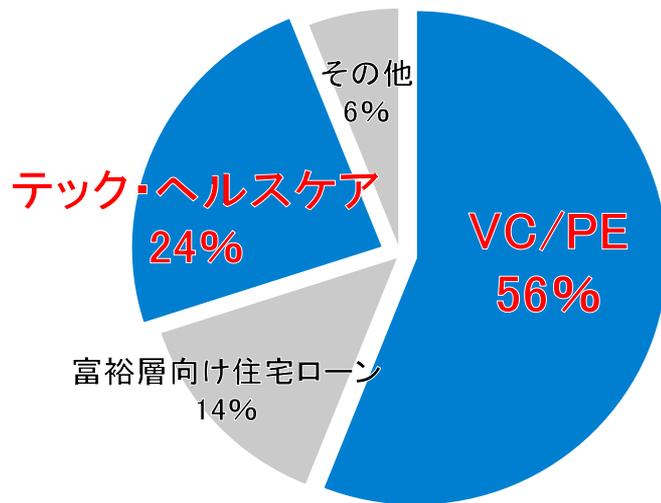
# シリコンバレー銀行破綻の背景

## バーFRB副議長による指摘

- ・ FRBのマイケル・バー副議長(金融監督担当)は、2023年3月29日、米国下院の金融サービス委員会においてシリコンバレー銀行の経営破綻について証言。「経営失敗の教科書事例」と指摘し、金融機関への規制や監督を強化する考えを示した。バー副議長は、シリコンバレー銀行の監督及び規制の状況について調査を進めており、この調査結果は米国東部時間4月28日(金)午前11時に公表される予定。
- ・ さらに、シリコンバレー銀行破綻の原因として、以下のような経営上の失敗を挙げている。
  - シリコンバレー銀行は、テクノロジーとベンチャーキャピタル部門に集中した独自のビジネスモデルを持っていた。
  - テック系スタートアップ企業やベンチャーキャピタル投資家からの預金は変動が激しい。これらのスタートアップ企業は収入がないため、給与などオペレーティングコストの支払いのために多額の現金を銀行預金として預けている。
  - 銀行の利益を増やすため、2019年から2022年にかけて増加した預金を用いて長期債券(long-term securities)への投資を行った。2022年にはシリコンバレー銀行の総資産の55%以上を投資資産が占めていた。
  - SNS上でシリコンバレー銀行の取り付け騒ぎ(bank run)が生じ、保険対象外の預金者たちがパニックに陥った。
  - また、ベンチャーキャピタルの緊密なネットワークも取り付け騒ぎを加速させた。
- ・ 金額ベースで、シリコンバレー銀行の預金の97%はFDICの預金保険による保護の対象外となっていた。3月8日にシリコンバレー銀行が流動性確保のための長期債券売却に伴う18億ドルの損失計上を発表すると、保険で保護されない預金者らによる取り付け騒ぎが発生した。
- ・ シリコンバレー銀行は、流動性管理のためではなく短期的な利益のために米国債への投資を行い、また、ベンチャーキャピタルファンドへの投資によって高い投資リスクと変動リスクを負った。例えば、シリコンバレー銀行の投資関連会社であるSVBキャピタルは、Sequoia Capitalに2億3400万ドル、Andreessen Horowitzに1億7300万ドル、Ribbit Capitalに1億4500万ドルを投資している。

# シリコンバレー銀行破綻の背景(続き)

## シリコンバレー銀行の融資先(2022末時点)



※Axiosのデータに基づき作成

# シリコンバレー銀行破綻の背景(続き)

## 預金の急増と長期債券による運用 = 利上げリスクに対する脆弱性

- ・ スタートアップ企業、ベンチャーキャピタル投資家との関係が強い。
- ・ 預金残高が2022年3月末までの3年間で3.8倍に膨らむ一方で融資需要は低く、預金の多くを米国債(US Treasury bonds)や不動産担保証券(mortgage-backed securities)などの長期債券で運用した。
- ・ 2022年3月以降にFRBが急速な利上げを開始すると、長期債券の含み損が拡大したとされる。

## 旧経営陣に対する責任追及

- ・ 米証券取引委員会(SEC)への開示資料によれば、グレッグ・ベッカー前シリコンバレー銀行CEOが、破綻の11日前である2月27日に約360万ドルの自社株を売却していたとされる。
- ・ ベッカー氏は、同行を監督する立場にあるサンフランシスコ連邦準備銀行の取締役を兼務していたことも問題点として指摘されている。サンフランシスコ連邦準備銀行のウェブサイトによれば、同氏は取締役から解任されたものの後任はまだ選任されていない。
- ・ ベッカー氏は、シリコンバレー銀行のCEOに就任する前、投資会社としてSVB Capital(資本約30億ドル)を共同設立している。
- ・ ベッカー氏は、2014年から2017年までシリコンバレー・リーダーシップ・グループ(SVLG)の会長を務めていた。SVLGはヒューレット・パッカートの共同創業者であるデビッド・パカード氏が設立した政策提言団体で、現在ではテクノロジー業界最大手を含む350社以上の会員企業を擁している。
- ・ ベッカー氏及び前CFOのDaniel Beck氏に対して、カリフォルニア州の連邦地方裁判所において集団訴訟が提起されている(Vanipenta v SVB Financial Group et al, U.S. District Court, Northern District of California, No. 23-01097)。

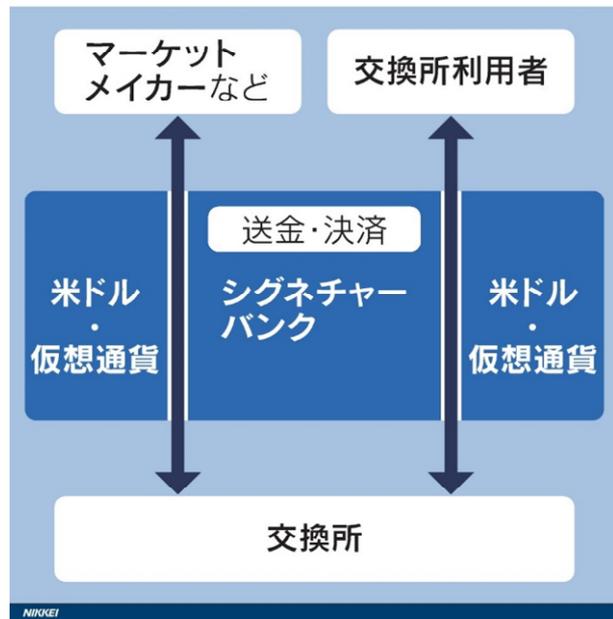
# シリコンバレー銀行破綻の背景(続き)

## 以前から指摘されていたリスク管理上の問題点

- ・ FRBの調査では、2021年の時点で既に**リスクに対する脆弱性**が指摘されていた(その後の調査で、**不正確なモデル**を用いて利上げに対するリスク評価を行っていたことが判明した。)
- ・ 2021年、銀行監督当局はシリコンバレー銀行の流動性リスク管理に不備があるとし、MRA (Matters Requiring Attention) 及び MRIA (Matters Requiring Immediate Attention) を含む**6件の監督上の指摘**を行った。
  - MRA: 銀行の「脆弱性に対処するための行動喚起」
  - MRIA: 「消費者に損害を与える可能性がある、又は法令違反を生じさせ、若しくは生じさせる可能性のある…**緊急又は慢性的な脆弱性**に対処するための、**より差し迫った**行動喚起」
- ・ 2022年4月、シリコンバレー銀行の最高リスク管理責任者が辞任し、2022年12月まで同職が空席となっていた。
- ・ 2022年5月、銀行監督当局は、取締役会による不十分な監督、脆弱なリスク管理、内部監査機能に関する3つの所見を発表。
- ・ 2022年夏、銀行監督当局は、銀行のガバナンスと内部統制についてシリコンバレー銀行に「不十分-1 (deficient-1)」の評価を与えた。この結果、SVBファイナンシャルは銀行持株会社法 (Bank Holding Company Act) 第4条 (m) に基づく事業・投資制限の対象となり、新たな事業に従事し、又はM&Aその他の方法でノンバンク企業の株式を取得して成長することが禁止された。
- ・ 2022年10月、銀行監督当局はシリコンバレー銀行の経営幹部と面談し、シリコンバレー銀行の金利リスクプロファイルに関する懸念を表明した。2022年11月には、金利リスク管理及び(バーFRB副議長によれば)「現実と全く一致していない」、「金利リスクモデリングの不正確さ」に基づく新たなMRAを公表した。
- ・ 2023年3月9日の時点でも、ベッカー前CEOは銀行監督当局に対して、「預金は安定している」と報告していた。

# シグネチャー銀行破綻の背景

シグネチャーバンクが提供していた仕組み



出典: 日本経済新聞

## シグネチャー銀行

- ・暗号資産(仮想通貨)関連企業との法人取引が多かった。
- ・ブロックチェーン(分散型台帳)による独自の決済プラットフォームを有するため、同銀行の利用者間であれば、国境をまたぐ資金移動でも短時間・低コストで決済ができる。
- ・暗号資産業界では2022年11月に大手のFTXトレーディングが破綻するなど信用不安が広がっており、FTXと取引のあったシルバークエスト銀行が2023年3月8日に自主清算を発表したことも破綻の引き金になったとされる。

# トランプ政権における規制緩和

- ・トランプ政権における銀行監督の**規制緩和**により、資産が2500億ドルにない銀行(シリコンバレー銀行もこれに含まれる。)は最も厳しい規制から除外された。
- ・2018年に成立した経済成長・規制緩和及び消費者保護法(Economic Growth, Regulatory Relief and Consumer Protection Act)第401条は、最も「**厳格な健全性基準**」(enhanced prudential standards (EPS))が適用される銀行持株会社の基準を資産500億ドルから2500億ドルに引き上げた。
- ・これにより、基準となる資産が500億ドルから1000億ドルの銀行持株会社は、EPSの大部分について直ちに免除された。
- ・基準となる資産が資産1000億ドルから2500億ドルの銀行持株会社は、2019年11月にこの基準から免除された。
- ・2018年9月、FRBその他の当局は、「**監督指針は法律上の効力を持たず、監督指針に基づく強制措置はとらない**」と発表し、銀行に対する監督において「**数量的な基準その他の『白黒はっきりしたルール (bright-lines)』の使用を制限する**」意向を表明した。
- ・**監督上の所見(MRAやMRIAなど)は、取締役会ではなく、経営幹部に伝達される。**経営幹部が改善策を講じない場合のみ、監督当局は取締役会に対して通知する。
- ・銀行持株会社法第13条(ボルカー・ルール)は、銀行による自己勘定取引やヘッジファンド又はPEファンドに対する投資を禁止している。しかし、**2020年に実施された「規制緩和」の結果、ボルカー・ルールの一部が緩和され、銀行が短期取引に従事し、また、一定のベンチャーキャピタルファンドを含むより広範なファンドに投資することが可能となった。**
- ・今回のSVB破綻により、**それほど大きくない銀行であっても世界的なシステミックリスクを引き起こす**ことが明らかになるとともに、規制緩和の是非を見直す声も多くある。

# Biography (抜粋)



クリストファー パリドン  
パートナー

コロンビア特別区・メリーランド州弁護士  
ワシントン DC  
T +1.202.739.5138  
[christopher.paridon@morganlewis.com](mailto:christopher.paridon@morganlewis.com)

クリス・パリドンは、連邦準備制度理事会 (FRB) や世界有数の法律事務所での経験を含め、銀行・金融規制及び改革に関する約20年の法的経験を有し、**銀行持株会社法 (ボルカー・ルールを含む)**、国立銀行法、銀行支配権変更法、連邦準備法、国際銀行法、住宅所有者貸付法、連邦預金保険法に基づくコンプライアンス及びその他の問題など、銀行及び金融規制に関するあらゆる問題についてクライアントに助言しています。

クリスの金融規制に関する深い知識と、**FRBの法務部門をはじめとする政府機関での経験**が、クライアントの利益につながっています。**FRBでは、ボルカー・ルールやドッド・フランク法その他の条項の実施を含め、銀行及び銀行持株会社のプルーデンス規制を中心に担当。**

ドッド・フランク法に関しては、国内外の大手銀行や地方銀行を含む多くの米国及び米国外の金融機関における**ドッド・フランク法、2018年金融改革法、その他の金融サービス法の影響と実施**について、米国のG-SIB数社に対し、ドッド・フランク法165条(d)に基づき要求される破綻処理計画の様々な側面について、ボルカー・ルールの自己勘定取引及びカバード・ファンド規定の施行規則に関する米国の主要業界団体のコメントレターについて、助言した経験を有します。

また、銀行、銀行持株会社、非銀行子会社を含むM&Aに関するアドバイスを提供してきました。さらに、銀行や銀行持株会社に対して、プライベート・エクイティ投資や、組織内の関係者間取引に関する制限に関わる問題の検討もサポートしています。

# 現地経済に与える影響と最近の動向

## 中小銀行からの預金流出

- ・ 報道及び各社のプレスリリースなどによると、シリコンバレー銀行やシグネチャー銀行などの地方銀行(regional bank)との取引を有していた現地企業の多くはJPモルガン、ウェルズ・ファーゴなどの大手銀行との取引への切替えを進めている模様。
- ・ FRBの発表によると、3月9日から15日にかけて**米国の中小銀行から1200億ドル(約15兆7000億円)の預金が流出した。**
- ・ 両行の破綻処理においては預金全額が保護されることになったが、これらの銀行と取引を有していた企業の多くは大手銀行に預金を移している。破綻から1か月以上が経過し少し落ち着きを取り戻したが、中小銀行への懸念はなお継続している。

## 新しい監督グループ

- ・ 以前は、FRBによる監督では、銀行の資産規模が重視されていた。しかし、シリコンバレー銀行の破綻やそのテクノロジー分野に特化した独自のビジネスモデルに鑑みて、バー副議長は、FRBがこの立場を再考する可能性を指摘した。FRBは、デジタル資産を含む革新的な取引や事業も踏まえた新しい監督グループを立ち上げることを提案している。
- ・ 近年、金融業界では、技術革新やデジタル改革が進んでおり、FTXの不祥事もあって、銀行、企業、投資家においては、従来の銀行業務、資金管理の方法について見直す必要性が生じている。

# 現地経済に与える影響と最近の動向（続き）

## シリコンバレーのスタートアップビジネスへの影響

- シリコンバレー銀行は、**口座の開きやすさや対応の速さ**などがスタートアップ企業、ベンチャーキャピタルの支持を得て、**シリコンバレーのテック企業、ヘルスケア企業**などの多くが取引を有していた（報道によると、ベンチャーキャピタルの支援を受ける企業の半数以上が利用しているとされる。）。
- また、他の商業銀行が取引しないような**リスクの高いスタートアップ**に対しても積極的に融資をしていたため、そうしたベンチャーデットはシリコンバレーのスタートアップビジネスにとって不可欠の要素となっていた。同行の破綻によりスタートアップ企業が資金需要を満たせずコスト削減を迫られるとの見方も出てきている。
- シリコンバレー銀行の破綻後、ベンチャーキャピタルによるディールは大きく減少しており、ベンチャーローンやベンチャー投資は以前よりもクロージングまでに時間がかかることに加えて、（担保などの点で）以前よりもレンダーや投資家に有利な取引条件となる傾向にある。多くのスタートアップ企業は破産手続きの申請も検討しており、ファンドは資金調達に苦心している。
- シリコンバレー銀行は、ワイナリー専門のオフィスを有し、ワイナリーに対して過去30年で40億ドル（約5200億円）を融資するなど、**ワイナリー顧客への支援**でも知られていたため、ナパバレーなどの経済への影響も懸念される。
- 3月26日、米東部ノースカロライナ州地盤の中堅地銀ファースト・シチズンズ銀行がSilicon Valley Bridge Bank, NAに移管されていた預金560億ドル（約7.3兆円）及び720億ドル（約9.5兆円）の融資を含む資産及び負債の大部分を買収することで合意した。買収後にはベンチャー企業などが預金を戻し始めているとの報道もあるが、**これまでの人材やサービスをどこまで維持できるか**が焦点となる。

# 米国の銀行規制及び監督に対する潜在的な影響

## 銀行監督当局による見直し

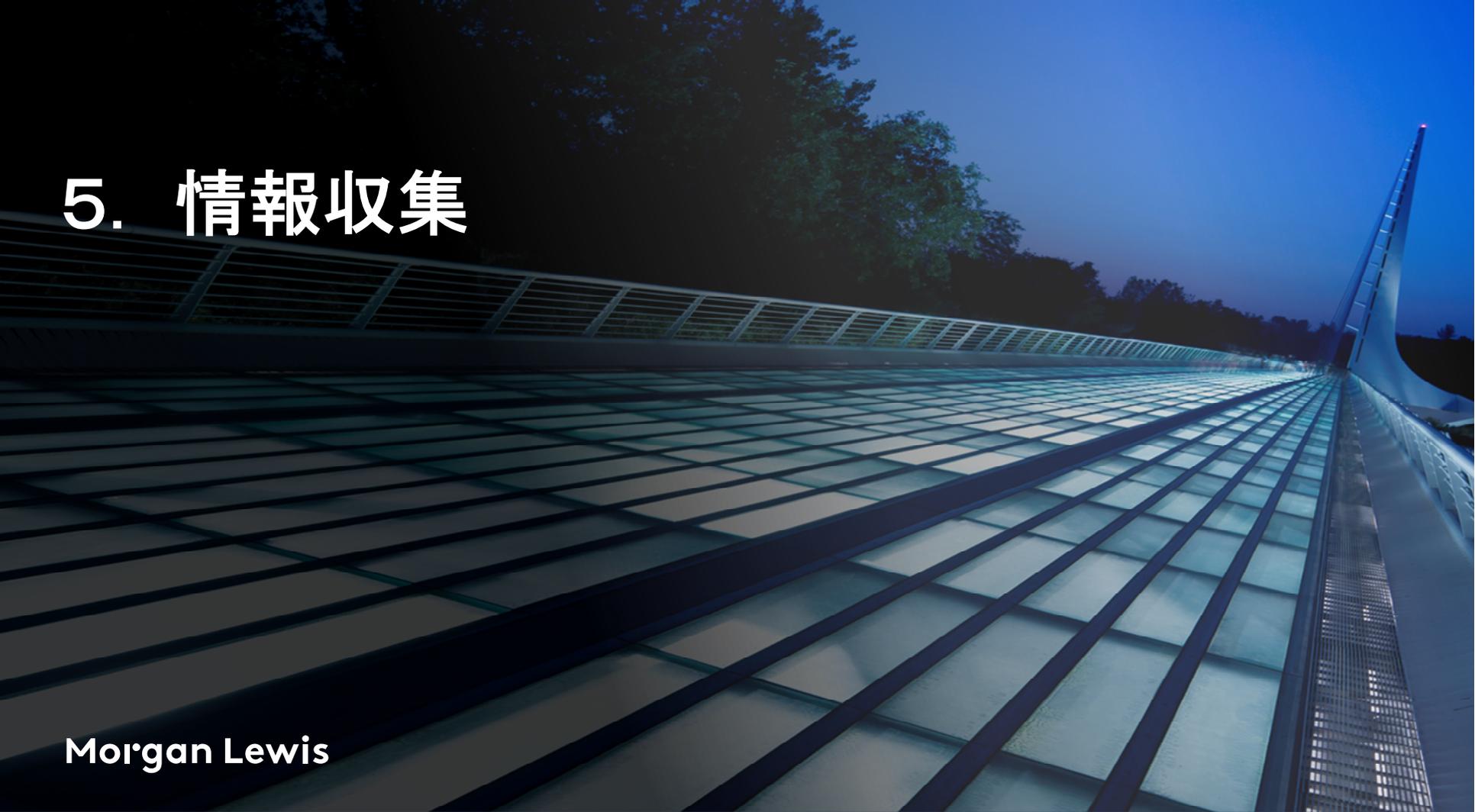
- FRB、FDICその他の連邦銀行監督当局は、監督上又は規制上の変更が必要かどうかを判断するために、シリコンバレー銀行及びシグネチャー銀行の**破綻の原因及び結果**、並びにUBSがクレディ・スイスを買収する原因となった**流動性の問題**に注目している。
- 米国の銀行監督当局は、**これらの出来事の前からも規制の変更を検討していた**。例えば、FRBのバー副議長は以前から、バーゼルIIIの「終盤戦」にとどまらず(すなわち、保有資産に伴うリスクの根本的な見直しに加えて)、規制資本要件の「**全体的な (holistic)**」見直しを実施し、また、大規模地方銀行に対して一定の**破綻処理計画**その他の要件を課す意図があることを表明していた。
  - **バーゼルIIIの「3本の柱」**:「**最低資本要件**」(第1の柱)、「**監督上の検証**」(第2の柱)、「**市場規律**」(第3の柱)  
※ 「市場規律」(第3の柱)は、銀行に対して開示規制を課すことで市場規律を促進することを目的とする。
  - バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision (BCBS))は、銀行監督当局の国際的組織であり、大規模銀行の監督における国際的な協調を目的とする。
  - バーゼルIIIは2013年に米国でも導入された。

# 米国の銀行規制及び監督に対する潜在的な影響(続き)

## ホワイトハウスによる提言

- 2023年3月30日、バイデン政権のホワイトハウスは、シリコンバレー銀行、シグネチャー銀行、クレディ・スイスの件を特に考慮して銀行に対する規制を変更することについての提言をまとめたファクトシートを公表した。その提言の多くは、**トランプ政権中に(連邦議会又は銀行監督当局によって)行われた一連の規制緩和を見直すもの**となっている。
  - これらの提言はいずれも、FRB、FDICその他の連邦銀行監督当局による追加のアクションを必要とするものであり、おそらくはパブリックコメントの手続きを経て規則制定が行われることになる。
- ホワイトハウスは、FDICによる預金保険の資金を補充するための特別な見直しに加えて、連結総資産が1000億ドルから2500億ドルの銀行に対して「**厳格な健全性基準**」(Enhanced Prudential Standards (EPS))を課す(場合によっては、再度課す)ことを提言した。この「**厳格な健全性基準**」は、流動性及び流動性ストレステスト、資本の監督ストレステスト、並びに破綻処理計画(いわゆる「リビング・ウィル」)に着目する内容となっている。
- また、ホワイトハウスは、連結総資産が1000億ドル以上の全ての銀行に新たな要件を課し、又は既存の要件を厳格化することを提言した。FRBその他の銀行監督当局がより**大規模な銀行に対する既存の要件(G-SIBなどを強化する**可能性もあるが、**連結総資産が1000億ドル以上についても長期負債・AT1債に関する要件を厳格化**することが提言されている。
  - 日本のメガバンク(MUFG、SMBC、Mizuho)はG-SIBに含まれている。
  - シリコンバレー銀行、シグネチャー銀行、クレディ・スイスに関する出来事の帰結として、EPSその他の規制についてどのような厳格化が提案されるか、また、FRBによる「**全体的な**」規制資本要件の見直しができるかについては、今後注意していく必要がある。

# 5. 情報収集



Morgan Lewis

# モルガン・ルイスによる情報提供

## タスク・フォースと特設サイト

- モルガン・ルイスでは、シリコンバレー銀行が破綻した2023年3月10日(金)当日に、金融規制、倒産法、コーポレートなど各分野のスペシャリストで構成されるタスク・フォース(Distressed Banks Task Force)を立ち上げるとともに、特設サイト(<https://www.morganlewis.com/topics/distressed-banks-what-you-need-to-know>)における情報提供を開始。
- これまでの主なアップデートは以下のとおり。
  - 3月12日 : Silicon Valley Bank Collapse: Initial Issues Raised  
<https://www.morganlewis.com/pubs/2023/03/silicon-valley-bank-collapse-initial-issues-raised>
  - 3月13日 : Silicon Valley Bank Shutdown: Antitrust Considerations  
<https://www.morganlewis.com/pubs/2023/03/silicon-valley-bank-shutdown-antitrust-considerations>
  - 3月14日 : SVB and Distressed Banks: Lessons Learned from a Wild Weekend  
<https://www.morganlewis.com/pubs/2023/03/svb-and-distressed-banks-lessons-learned-from-a-wild-weekend>
  - 4月14日 : Common Cash Management Practices and Associated Protections and Risks  
<https://www.morganlewis.com/pubs/2023/04/common-cash-management-practices-and-associated-protections-and-risks>

## マーケティング・リストへの登録

- 本件に関する最新の情報を入手するため、以下のサイトよりマーケティング・リストにご登録ください。
  - <https://marketing.morganlewis.com/REACTION/Home/RSForm?RSID=drYGvOnqpH2ncVK6ZkXGX9nBarSfNij8WeF59sJJVb0>

# その他の参考文献

## 財務省・FRB・FDICによる共同声明

- [Joint Statement by the Department of the Treasury, Federal Reserve, and FDIC](#) (March 12, 2023)

## ホワイトハウス

- [Remarks by President Biden on Maintaining a Resilient Banking System and Protecting our Historic Economic Recovery](#) (March 13, 2023)
- [Statement from President Joe Biden on Actions to Strengthen Confidence in the Banking System](#) (March 12, 2023)
- [FACT SHEET: President Biden Urges Regulators to Reverse Trump Administration Weakening of Common-Sense Safeguards and Supervision for Large Regional Banks](#) (March 30, 2023)

## 金融安定監視委員会 (Financial Stability Oversight Council)

- [Meeting on March 12, 2023](#)

## 連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board)

- [March 13, 2023 Press Release on Vice Chair for Supervision Michael S. Barr Leading Review of SVB](#)
- [March 12, 2023 Press Release on Bank Term Funding Program](#)
- [April 14, 2023 Federal Reserve Board announces its approval for UBS Group AG to acquire the U.S. subsidiaries of Credit Suisse Group AG](#)

# その他の参考文献(続き)

## 連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC))

- [April 5, 2023 FDIC Announces Retention of Financial Advisor to Assist with the Liquidation of Securities of the Former Signature Bank, New York, NY, and Silicon Valley Bank, Santa Clara, CA](#)
- [April 3, 2023 FDIC Announces Upcoming Sale of the Loan Portfolio from the Former Signature Bank, New York, New York](#)
- [March 26, 2023 First-Citizens Bank & Trust Company, Raleigh, NC, to Assume All Deposits and Loans of Silicon Valley Bridge Bank, N.A., From the FDIC](#)
- [Failed Bank Resource Page on Silicon Valley Bank](#)
- [Frequently Asked Questions Page on Silicon Valley Bank](#)
- [March 13, 2023 Press Release on Silicon Valley Bank](#)
- [March 10, 2023 Press Release on Silicon Valley Bank](#)
- [Failed Bank Resource Page on Signature Bank](#)
- [Silicon Valley Bridge Bank Transfer Agreement](#)
- [Signature Bank Transfer Agreement](#)

## その他の参考文献(続き)

商品先物取引委員会 (Commodity Futures Trading Commission (CFTC))

- [March 16, 2023 Statement on Swaps Rules Implicated in Recent Bank Failures](#)

カリフォルニア州 Department of Financial Protection and Innovation (DFPI)

- [March 16, 2023 Statement on Swaps Rules Implicated in Recent Bank Failures](#)

ニューヨーク州 Department of Financial Services (NYDFS)

- [March 12, 2023 Press Release on Signature Bank](#)

# Biography



ナンシー 山口  
パートナー

カリフォルニア州・イリノイ州弁護士  
サンフランシスコ

T +1.415.442.1242

シリコンバレー

T +1.650.843.7535

[nancy.yamaguchi@morganlewis.com](mailto:nancy.yamaguchi@morganlewis.com)

ナンシー山口は、クロスボーダーの合併・買収(M&A)、戦略的投資、ベンチャーキャピタル投資、ジョイントベンチャー、戦略的提携及び、技術関連・ライセンス取引などの案件を中心に、グローバル・テクノロジー企業に法的アドバイスを提供しています。20年以上に及ぶ経験を有する山口は、米国及び日本を拠点とする上場、非上場の多国籍企業のインバウンド及びアウトバウンドのM&A取引を含む、企業のあらゆる法務面についての助言で厚い信頼を得ています。

山口はChambers誌アジア地域コーポレート/M&A取引部門バンド1の格付けを受け、クライアントからは「ビジネス・マインドを備え、細部まで卓越した配慮がある」との評価を得ています。「有能で日本語に堪能なばかりではなく、文化的背景を理解し、特に日本政府との交渉では驚くべき成果を上げている」と推奨され、また「交渉や法務全般で一流であるのみならず、多国間取引を成功に導く傑出した能力を有している」と特筆されています。

## 学歴

- ・ ノースウェスタン大学ロースクール J. D. 取得 (cum laude)
- ・ ハーバード大学 A. M. 取得
- ・ ジョージタウン大学 B. A. 取得

# Biography



伊東 成海  
アソシエイト  
弁護士  
カリフォルニア州・ニューヨーク州弁護士  
サンフランシスコ  
T +1.415.442.1274  
東京  
T +81.3.4578.2631  
[narumi.ito@morganlewis.com](mailto:narumi.ito@morganlewis.com)

伊東成海は、日本、カリフォルニア州及びニューヨーク州の弁護士資格を有しており、特に日本及び米国を中心とする様々なクロスボーダーの取引及び投資に関するアドバイスを提供している。具体的には、セミコンダクター、バンキング、フィンテック、IT及びソフトウェア、自動車、バイオ医薬品、メディカル・テクノロジー(メドテック)などの業界を中心に、日本国内外の企業に対して企業買収(M&A)、コーポレート・ベンチャーキャピタル(CVC)及びその他のベンチャーキャピタル投資、戦略的投資並びにその他の資金調達(デット及びエクイティ)、ジョイント・ベンチャー、会社設立及びコーポレート・ガバナンス、海外直接投資、プライバシー法などに関するアドバイスを提供している。さらに、日本の金融規制、特にファンドの組成、登録及び運営に関するアドバイスも提供している。

モルガン・ルイス入所以前は、国内最大規模の法律事務所で約10年間勤務した経験に加え、金融庁で金融商品取引法をはじめとする金融規制関連の立法担当官として勤務した経験を有する。さらに、日本の大手証券会社でストラクチャードファイナンス取引の組成に携わった経験も有している。

## 学歴

- カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) ロースクール (LL. M.)
- 東京大学 法学部 (LL. B.)

# Biography



望月 直樹

International Lawyer

弁護士

サンフランシスコ

T +1.415.442.1280

[naoki.mochizuki@morganlewis.com](mailto:naoki.mochizuki@morganlewis.com)

望月直樹は、日本の弁護士資格を有するとともに、ニューヨーク州司法試験にも合格して現在ニューヨーク州弁護士の登録手続中（2023年9月に登録完了予定）。

不動産（不動産投資、REIT、不動産ファイナンス、ホスピタリティ、不動産開発）、バンキング、プロジェクトファイナンス、海商法、保険、国際取引等を中心に豊富な経験を有し、企業法務全般にわたり幅広い案件を取り扱っている。

国内大手の長島・大野・常松法律事務所にて約5年間勤務した後、コロンビア大学ロースクールに留学。2022年9月より約1年間の予定でモルガンルイスにて研修中（長島・大野・常松法律事務所からの出向）。

## 学歴

- コロンビア大学ロースクール（LL. M., Harlan Fiske Stone Scholar）
- 東京大学 法学部（LL. B.）

# 6. モルガンルイスの金融プラクティス (SVBタスクフォース)

Morgan Lewis

# Biography



クリストファー パリドン

パートナー

コロンビア特別区・メリーランド州弁護士

ワシントン DC

T +1.202.739.5138

[christopher.paridon@morganlewis.com](mailto:christopher.paridon@morganlewis.com)

クリス・パリドンは、連邦準備制度理事会 (FRB) や世界有数の法律事務所での経験を含め、銀行・金融規制及び改革に関する約20年の法的経験を有し、銀行、銀行持株会社及びその関連会社、ならびにこれらの事業体とやり取りする他のクライアントの規制に関する疑問について定期的にアドバイスをしています。信頼できるアドバイザーとして、米国及び米国外の銀行や金融機関に対し、さまざまな案件について戦略的かつ的を絞った銀行・金融規制に関するアドバイスを提供しています。また、資産・富裕層向けビジネスへの銀行・金融規制の適用に関して、投資家とスポンサーの双方にアドバイスを提供しています。

銀行持株会社法 (ボルカー・ルールを含む)、国立銀行法、銀行支配権変更法、連邦準備法、国際銀行法、住宅所有者貸付法、連邦預金保険法に基づくコンプライアンス及びその他の問題など、銀行及び金融規制に関するあらゆる問題についてクライアントに助言しています。また、ほとんどの連邦準備制度 (特に、規制D、規制H、規制K、規制L、規制O、規制Q、規制W、規制Y、規制BB、規制LL、規制MM、規制VV、規制YYなど) 及び通貨監督庁 (OCC) 及び連邦預金保険公社 (FDIC) の規則や規制に関するアドバイスも提供しています。

クリスの金融規制に関する深い知識と、連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System) の法務部門をはじめとする政府機関での経験が、クライアントの利益につながっています。連邦準備制度理事会では、ボルカー・ルールやドッド・フランク法の他の条項の実施を含め、銀行及び銀行持株会社のプルーデンス規制を中心に担当。また、銀行、銀行持株会社、非銀行子会社を含むM&Aに関するアドバイスを提供してきました。さらに、銀行や銀行持株会社に対するプライベート・エクイティ投資や、組織内の関係者間取引に関する制限に関わる問題の検討もサポートしています。

# Biography



ジョン ロゼンタール  
パートナー

カリフォルニア州弁護士  
サンフランシスコ  
T +1. 415.442.1346

[john.rosenthal@morganlewis.com](mailto:john.rosenthal@morganlewis.com)

ジョン・ロゼンタールは、ストラクチャードファイナンス、プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンス、パブリックファイナンスの債務案件において、クライアントにアドバイスを提供しています。またオペレーショナルリスク、規制リスク、訴訟リスクなどの制度的リスク管理及びリストラクチャリングに関して銀行に助言も行っています。また、発行体、貸主、借主、保証受託者、その他の参加者と協力し、複雑な金融取引及びそのワークアウト／リストラクチャリングの組成、交渉、文書化を行っています。具体的には、担保付取引、資産担保金融、債権流動化金融、シンジケートローン、信用補完、公的金融などが含まれます。

また、複雑な金融商品に関するバックグラウンドを持つジョンは、訴訟担当者と連携してリスク管理やリストラクチャリングに関する問題を解決することもあります。最近の案件の多くは、サブプライム問題やその関連分野から発生したものであり、複雑な仕組みや債務商品、そのような取引の当事者のリストラクチャリングに携わることが多くあります。

モルガン・ルイス入社以前は、米国最大手の法律事務所の金融サービスグループでパートナーを務めていました。同法律事務所の経営委員会のメンバーであり、サンフランシスコ事務所のマネージング・パートナーを務め、同法律事務所のビジネス・金融プラクティス・グループの前共同議長でもありました。

# Biography



ジョン ロエルク  
パートナー

コロンビア特別区・マサチューセッツ州弁護士  
ワシントンDC  
T +1. 202.739.5754  
[jon.roelke@morganlewis.com](mailto:jon.roelke@morganlewis.com)

ジョンは反トラスト法、貿易規制、その他の商業訴訟を専門としており、主に金融サービス及びハイテク業界のクライアントにアドバイスを提供しています。集団訴訟やその他の複雑な訴訟を扱い、州や連邦政府機関での執行問題についてクライアントに助言し、取引拒否、流通・フランチャイズ制限、抱き合わせ販売、グループ購買、価格差別、独占取引、レバレッジ、ジョイントベンチャー、業界団体活動などの競争問題についても定期的に相談に応じています。

Chambers USAで毎年、反トラスト法分野の主要弁護士として評価されているジョンは、クライアントから“オールラウンドな反トラスト法カウンセラーとして素晴らしい弁護士である”と評されています。また、Legal 500では、反トラスト法に関するランキングで、ジョンの「法的洞察力は貴重」であり、彼のアドバイスは「実践的で的確」であると評価されています。証券業界金融市場協会、投資会社協会、連邦準備制度理事会の金融市場弁護士グループ及び代替参照レート委員会など、多くの金融市場関連団体の顧問を務めています。

# Biography



クリスティン リー  
パートナー  
ニューヨーク州弁護士  
ニューヨーク  
T +1. 212.309.6024  
[kristin.lee@morganlewis.com](mailto:kristin.lee@morganlewis.com)

クリスティン・リーは、米国及び国際的な銀行やその他の金融機関に対し、すべての主要な連邦及び州の金融規制機関において、銀行規制、監督、執行、企業、及びコンプライアンスに関するアドバイスを行っています。また、米国の銀行法及び規制、監督指針、解釈、米国及び国際的な金融改革の動向について、クライアントに助言しています。また、銀行やその他の金融機関のガバナンス、構造、経営、業務に影響を与える問題についても助言しています。

クリスティンは、10年以上にわたって銀行規制に関するさまざまな案件を扱っており、直近ではグローバルな金融機関の規制グループで幹部職を務めています。また、以前は大手保険会社や別のグローバル法律事務所の金融サービスグループに勤務していました。そのキャリアにおいて、銀行及び銀行持株会社の規制に関する徹底的な知識を身につけ、証券取引業務、債務取引、デジタル資産、暗号構想などを取り扱ってきました。

## Our Global Footprint

**30+ OFFICES**  
**ACROSS 17**  
**TIME ZONES**



# 15 Areas of Service

**Antitrust & Competition**

**Corporate & Business  
Transactions**

**eData**

**Employee Benefits/Executive  
Compensation**

**Energy & Project  
Development**

**FDA & Healthcare**

**Finance**

**Intellectual Property**

**Investment Management**

**Labor & Employment**

**Litigation**

**Private Client**

**Structured Transactions**

**Tax**

**Telecommunications,  
Media & Technology**

# 12 Sectors

Highly focused collaboration



Auto & Mobility



Insurance



Banking



Investment Funds



Education



Life Sciences



Energy



Retail & Ecommerce



Fintech



Sports



Healthcare



Technology

# THANK YOU

© 2023 Morgan, Lewis & Bockius LLP  
© 2023 Morgan Lewis Stamford LLC  
© 2023 Morgan, Lewis & Bockius UK LLP

Morgan, Lewis & Bockius UK LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales under number OC378797 and is a law firm authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority. The SRA authorisation number is 615176.

Our Beijing and Shanghai offices operate as representative offices of Morgan, Lewis & Bockius LLP. In Hong Kong, Morgan, Lewis & Bockius is a separate Hong Kong general partnership registered with The Law Society of Hong Kong. Morgan Lewis Stamford LLC is a Singapore law corporation affiliated with Morgan, Lewis & Bockius LLP.

This material is provided for your convenience and does not constitute legal advice or create an attorney-client relationship. Prior results do not guarantee similar outcomes. Attorney Advertising.